

我孫子市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱及び我孫子市児童扶養手当受給者に対する臨時給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年2月22日

我孫子市長 星 野 順一郎

我孫子市告示第29号

我孫子市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱及び我孫子市児童扶養手当受給者に対する臨時給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 我孫子市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年告示第31号）
- (2) 我孫子市児童扶養手当受給者に対する臨時給付金支給事業実施要綱（令和2年告示第166号）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による廃止前の我孫子市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第7条の規定により未婚の

児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給の決定を受けた者については、旧要綱第9条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 施行日前にこの告示による廃止前の我孫子市児童扶養手当受給者に対する臨時給付金支給事業実施要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第4条第3項の規定により児童扶養手当受給者に対する臨時給付金の支給の決定を受けた者については、旧要綱第6条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。